

共 1 公共土木工事の事務手順の概要

初版 平成 22 年 7 月

改定 平成 25 年 4 月

改定 平成 28 年 3 月

改定 平成 31 年 3 月

改定 令和 2 年 3 月

1 工事関係書類一覧表

「工事関係書類様式等ダウンロード一覧」

※加工可能形式ファイル（Excel、Word）は以下の URL 参照

http://www.pref.nagano.lg.jp/gi.jukan/20141201kansoka/20141201kansoka_top.html

※一覧表は、しゅん工書類を観点にした書類を掲載している。

建設工事の施工にあたっては、一覧表に掲載した以外の書類が、施工中発生する事案への対応、施工上必要となる監督員指示、及び関係法令等により必要となる場合がある。

長野県建設工事 工事関係書類一覽表

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要書類		書類作成者		提出	報告	提示	書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者					
設計図書	1	共通仕様書			○						平成30年10月1日適用
	2	特記仕様書			○						共通仕様書1-1-1-2
	3	図面			○						共通仕様書1-1-1-2
	4	現場説明書			○						共通仕様書1-1-1-2
	5	質問回答書			○						共通仕様書1-1-1-2
	6	工事数量総括表			○						共通仕様書1-1-1-2
その他	7	説明書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○	○	○	○	○	・少なくとも下記5項目について契約前に書面により説明する。 一 解体工事の場合、解体する建築物等の構造 二 新築工事である場合、使用する特定建設資材の種類 三 工事着手の時期及び工程の概要 四 分別解体等の計画 五 解体工事の場合、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み	建設リサイクル法 第12条1項 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (2)3項
	8	工事請負契約書			○	○	○				地方自治法 第234条 長野県財務規則 第140条 建設業法 第19条
契約図書	9	契約書別紙 (分別解体の方法等) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○	○	○	○	○	下記項目を記載する ・分別解体の方法、解体工事に要する費用 ・(特定建設資材廃棄物について)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用	建設リサイクル法 第13条、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (2)4項
	10	請負代金内訳書			○	○	○				工事請負契約書第3条第1項及び第2項
契約関係書類	11	工程表			○	○	○				工事請負契約書第3条第1項
	12	技術者等の通知書			○	○	○				工事請負契約書第10条第1項 共通仕様書1-1-1-13 建設工事に係る受注希望型競争入札入札心得第20条
	13	前払金請求書			○	○	○				工事請負契約書第34条第1項
その他	15	コリズ(工事実績)登録及び「登録内容確認書」	×		○	○	○	事前確認	○		共通仕様書1-1-1-7
	16	電子納品着手時、後査・納品前協議チェックシート			○	○	○				電子納品に係る実施要領 情報共有システム実施要領 共通仕様書1-1-1-27(5)
その他	17	品質証明員通知書			○	○	○				建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (2)5-1ロハ八
	18	通知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合	×		○	○	○				建設リサイクル法 第11条、 公共建設工事における分別解体等、再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木) (2)5-1ロハ八

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要書類		書類作成者 受注者作成書類の位置付け			書類等作成上の留意事項		書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	受注者	発注者	提出	報告	提示	
工事書類										
施工計画										
施工体制 確認	19	下請負人通知書			△※	△※			※原則として提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合には提出する。施工計画、施工体制台帳作成以前に提出する。日々単価契約の場合、金額欄には想定される工期の総額を記載。なお、変更があった場合はその都度提出。 ・契約金額変更に伴い、工事下請契約総額が4,000万円を超える場合、工期途中であっても監理技術者を配置する。 ・工事着手前までに提出する。工事着手の定義は共通仕様書「1-1-1-2-44」とおり。 ・大型構造物等複雑な工事においては監督員等の承諾を得て記載内容の一部の提出時期を遅らせることができる。 ・記載項目(必要のない項目は省略し、現場と整合する内容とする) ・(1)工事概要 (2)計画工程表 (3)現場組織表 (4)施工機械(施工方法に規格まで記載すれば省略可)、(5)主要資材、 (6)施工方法(主要機械、仮設備計画、コンクリート打設計画、残土処理計画等。) (7)施工管理計画、(8)安全管理、(9)緊急時の体制及び対応、(10)交通管理、 (11)環境対策、(12)現場作業環境の整備、 (13)再生資源の利用促進と建設副産物適正処理方法、(14)遺棄物防止対策、 (15)関係者との協議予定、(16)その他(21.22.23番の書類を添付する等)	工事請負契約書第7条 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知) 建設業法第26条第2項
施工計画書	20	施工計画書 (原則として全工事で提出する。ただし、工事内容等により、監督員等が必要と認められた場合はこの限りではない。)			○	○			共通仕様書「1-1-1-6」	建設リサイクル法 第12条2項、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)5二項、(2)6イ項
	21	告知書(建設リサイクル法) ※建設リサイクル法対象工事の場合			○	○※			・建設リサイクル法対象工事受注者は、下請がある場合、NO.18の通知書の写しを監督員から受領、添付して下請業者(建設業を営む者)に告知する。 ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に告知書写しを添付する。	建設リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6ロ項
	22	再生資源利用計画書			○	○			・施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※ を利用した様式を原則とする。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6ロ項
	23	再生資源利用促進計画書			○	○			・施工計画書に含めて提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※ を利用した様式を原則とする。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。 利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令、 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6ロ項
施工体制 確認	24	施工体制台帳 (完備人、下請人に関する事項)			○	○			・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」平成15年10月8日付け15監技第185号)に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出しなければならない。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督員等に提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。	建設業法第24条の70の第1項 入契法第13条第1項 共通仕様書「1-1-1-15」 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)

種別	NO.	書類名称	契約額		書類作成者			受注者作成書類の位置付け		書類作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告提示			
施工計画書類	25	再下請通知書 (施工体制台帳添付資料)			○	○*			※再下請がある場合	建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
	26	下請契約書、委託契約書写し (施工体制台帳に添付)			○	○			・産業廃棄物運搬、処分業者への委託契約書は、建設副産物の適正処理の観点からも確認が必要であり、写しを提出する。(廃棄物処理に係る許可証の写し及び数量計表を添付する。 ・受注者は、下請負人に対し、次の事項を書面により通知するとともに書面を工事現場の見やすい場所に提示する。 1 元請業者の商号又は名称、2 再下請負通知が必要とされる旨並びに再下請負通知に係る書類を提出すべき場所	建設業法第24条の7の第2項 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
	27	施工体制台帳作成建設工事の下請負人に対する通知の写し (施工体制台帳に添付)			○	○			・受注者は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員等に提出しなければならない。 ・工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に提出 ・期限内に提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。 ・共済証書を追加購入したときは、工事完成時まで提出する。	建設業法第24条の7の第4項 入契法第13条第3項 共通仕様書1-1-1-15-2 工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について(通知)	
施工計画書類	28	施工体系図 (施工体制台帳に添付)			○	○			・共済証書の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係資料とともに求める場合がある。	共通仕様書 1-1-1-52 現場説明書 別紙-3 指導事項(4)	
	29	建設共済注者用掛金収納書	×	×	○	○			・*建設共済制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の労働者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一か月以内に監督員に提示する。	共通仕様書 1-1-1-52	
	30	中小企業退職金共済制度等加入証明書	×	×	○	○			・*建設共済制度を用いない理由が「中小企業退職金共済制度等その他の制度に加入の労働者がいる」である場合、加入を証明する書類を工事請負契約締結後一か月以内に監督員に提示する。	共通仕様書 1-1-1-52	
設計図書現地確認	31	退還共済証紙受払簿	×	×	○	○			・共済証書の購入状況を発注者が把握するため、必要があると認めるとき、その他関係資料とともに求める場合がある。	現場説明書 別紙-3 指導事項(4)	
	32	設計図書照査確認資料			○	○			・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合、事実が確認できる資料を監督員に提出し、確認を求めなければならない。以後の対応は契約書18条2～5号項ならびに19条による。	工事請負契約書第18条第1項 共通仕様書1-1-1-3	
	33	設計図書修正結果 設計図書修正 必要なし			○	○			・契約書第18条第1項1～5号に該当する事実が無い場合、監督員へその旨を報告する。 ・工事着手後直ちに測量を実施し、測量簿(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、掘削、構断等を確認し、工事設計図書と差異が生じた場合、監督員等に測量結果を速やかに提出し、指示を受けなければならない。	土木工事現場必携 共1-9 共通仕様書1-1-1-48	
施工状況											
施工管理	34	経緯表	×		○	○			・工事打合せの経緯等を一覧でできるよう整理記録する必要がある場合作成する。 ・設計図書で提出を求められている工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに提出する。試験を行うこととしている材料も同じ。 ・共通仕様書に定める工事材料を使用する場合には、その外観及び品質特許証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員等に提出し、監督員等の確認を受けなければならない。 ・一指差確認該当の製品は、提示、提出いずれも不要。	土木工事現場必携 共10-2	
	35	材料承認関係資料			○	○			・現場での記録を所定の様式等で毎日記入・保管し、検査時に提出する。 ・発注者及び受注者が工事施工状況についてお互いに確認し合い、行き違いないよう	共通仕様書材料編第2節工事材料の品質4及び5	
	36	工事記録			○	○			に書類に記載しておく書類。打合せの各事項の主な定義は以下のとおり。 なお、「提示」：連絡の場合、工事打ち合わせ簿は不要である。 「協議」：書面により契約図書の合議事項について、受発注者が対等の立場で合議し、結論を得ること。 「指示」：監督員等が、受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により指示し、実施させること。 「承諾」：契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員等または受注者が書面により同意すること。	土木工事現場必携 共10-6	
	37	工事打合せ簿			○	○			・日付順にまとめ、工事記録の後に添付する。	共通仕様書 1-1-1-2	
	38	監督日誌			○	○				長野県建設工事事務処理規程第32条2項	

種別	NO.	書類名称	契約額 別不要 書類		書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類等作成上の留意事項	書類作成の根拠	
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告			提示
出来形管理	54	出来形管理表又は出来形管理図			○	○	監 督 員 等	監 督 員 等	監 督 員 等	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表又は出来形管理図を作成し、管理する。 ・測定数が10点未満の場合は出来形管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
					○	○	○	○	○	○	・出来形数量を算出するため出来形測量を実施しなければならない。 ・出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出依頼(案)及び設計図書に従い、出来形数量を算出し、その結果を80%出来形図とともに監督員からの請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時までに監督員等に提出しなければならない。 ・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じた品質管理表又は品質管理図を作成する。 ・測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。
品質管理	56	品質管理表又は品質管理図			○	○	○	○	○	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じた品質管理表又は品質管理図を作成する。 ・測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
					○	○	○	○	○	・測定等を工事の施工と平行し、速やかに実施。結果をその都度逐次記録、保管する。 品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じた品質管理表又は品質管理図を作成する。 ・測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとする。 ・監督員等の請求に対し直ちに提示する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
その他	57	産業廃棄物管理票(マニフェスト) ※産業廃棄物が搬出される工事			○	○	○	○	○	・紙または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示しなければならない。 ・マニフェスト手続き経過がわかるNO.72の集計表を作成し、検査時まで提出する。 ・本工事に県外産産材を使用する場合、主要材料について資材名及び県内産産材を使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。	廃棄物処理法第12条 共通仕様書1-1-1-23
					○	○	○	○	○	○	・紙または電子マニフェストにより適正に処理されていることを確認するとともに監督員等に提示しなければならない。 ・マニフェスト手続き経過がわかるNO.72の集計表を作成し、検査時まで提出する。 ・本工事に県外産産材を使用する場合、主要材料について資材名及び県内産産材を使用しない理由などを記入し、監督員等に提出する。
契約関係書類	58	県外産産材使用報告書			○	○	○	○	○	・施工計画提出時、監督員の確認を受ける。証明書は、しゅん工書類として提出する。 ・特記仕様書に記載され、該当事項がある場合に報告する。	共通仕様書1-1-1-25
					○	○	○	○	○	○	・特記仕様書に記載され、該当事項がある場合に報告する。
工事書類	61	契約書に係る届出 ※委生毎届出			○	○	○	○	○	・「中間前払金認定請求」、「指定部分完成検査」、「出来形検査」、「修補関係」、「部分使用関係」等	工事請負契約書
					○	○	○	○	○	○	・「中間前払金認定請求」、「指定部分完成検査」、「出来形検査」、「修補関係」、「部分使用関係」等
工事書類	62	出来形管理表又は出来形管理図			○	○	○	○	○	・NO.54により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(2)
					○	○	○	○	○	○	・NO.54の出来形測量の結果が、設計図書に示された数量に対し、土木工事施工管理基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。
工事書類	63	100%出来形図			○	○	○	○	○	・NO.56により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
					○	○	○	○	○	○	・NO.56により作成した記録を取りまとめ、検査時に提出する。
工事書類	64	品質管理表又は品質管理図			○	○	○	○	○	・品質証明員が工事施工中において必要と認められる時期及び検査の事前品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
					○	○	○	○	○	○	・品質証明員が工事施工中において必要と認められる時期及び検査の事前品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。
工事書類	65	品質証明書 ※設計図書で品質証明の対象工事 と明示規定された場合			○	○	○	○	○	・品質証明員が工事施工中において必要と認められる時期及び検査の事前品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
					○	○	○	○	○	○	・品質証明員が工事施工中において必要と認められる時期及び検査の事前品質確認を行い、受注者はその結果を所定の様式により検査時までに監督員等へ提出しなければならない。 ・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。
工事書類	66	品質記録保存(対象構造物が要領に該当する場合)			○	○	○	○	○	・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。	共通仕様書1-1-1-33 土木工事施工管理基準第6(3)
					○	○	○	○	○	○	・建設材料の品質記録保存要領(平成21年1月1日最終改正)に基づいて作成し、検査時までに監督員等へ提出しなければならない。
その他	67	工事写真			○	○	○	○	○	・施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明瞭でない箇所の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、検査時に提出しなければならない。 ・受注者は、自ら立業実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出出来る事ができる。	共通仕様書1-1-1-54
					○	○	○	○	○	○	・施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明瞭でない箇所の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、検査時に提出しなければならない。 ・受注者は、自ら立業実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出出来る事ができる。
その他	68	創意工夫・社会性等に関する説明資料※該当項目有の場合			○	○	○	○	○	・受注者は、自ら立業実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出出来る事ができる。	共通仕様書1-1-1-54
					○	○	○	○	○	○	・受注者は、自ら立業実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価出来る項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員等へ提出出来る事ができる。
その他	69	再生資源利用実施書			○	○	○	○	○	・No.71「再生資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCORRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの場合は不要)。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]	資源リサイクル法関係省令 公共建設工事における分別解体等・再生資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)(2)6口頭
					○	○	○	○	○	○	・No.71「再生資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCORRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの場合は不要)。 上記によりがない場合は、監督員と協議すること。 ※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jacic.or.jp/]

種別	NO.	書類名称	契約額別不要書類		書類作成者		受注者作成書類の位置付け		書類作成上の留意事項	書類作成の根拠
			500万円未満	800万円未満	発注者	受注者	提出	報告		
	70	再生資源利用促進実施書				○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・No.71「再資源化等報告書」に添付し提出する。 ・提出様式はCOBRIS(建設副産物情報交換システム、通称コリス)※によることを原則とし、印刷して提出すること(電子データの納品は不要)。 ・上記よりかけない場合は、監督員と協議すること。 ・※(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)が提供する建設副産物の情報交換サービス。利用には登録と利用料金が必要 [http://www.recycle.jaic.or.jp/] 	資源リサイクル法関係省令、公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)の6ロ項
	71	再資源化等報告書		×		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・特定建設資材廃棄物の再資源化完了時、提出する。発注者保管。 	建設リサイクル法 第18条1項、公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領(土木)の7イ項
契約関係書類	72	マニフェスト集計表				○	○	○	・廃棄物種類毎に集計する。※マニフェストを発行した廃棄物がある場合。	土木工事現場必携 共12-57
	73	完成通知書(しゅん工用)				○	○			工事請負契約書第21条1項
	74	引渡書				○	○	○	※引渡を求める場合。	工事請負契約書第21条4項
	75	請求書				○	○	○		工事請負契約書第32条1項

【工事関係書類一覧表について】

- 1 本一覧表は、長野県土木工事共通仕様書(建設部：H26.8.11適用)共通編「1-1-26」工事しゅん工書類の納品上、一般事項における「具体的な書類内容及び簡素化出来るもの」を明確に示すものである。
- 2 書類等を作成する順番に配慮して記載しているが、種別によっても整理しており、必ずしも作成する順番になっていない場合もある。
- 3 必要に応じて「提出」する書類については、※により、必要な場合を示している。

【契約額別不要書類について】

- 1 一覧表に掲げた書類は、設計図書に指定がある場合に作成しなければならないもの及び下記2項を除き、提出、報告、提示の区別に問わず作成・収集等を行う必要がある。
- 2 「契約額別不要書類」欄で「×」の記載がある書類は、法令等の基盤により、契約額によって作成する必要がある場合がある書類である。

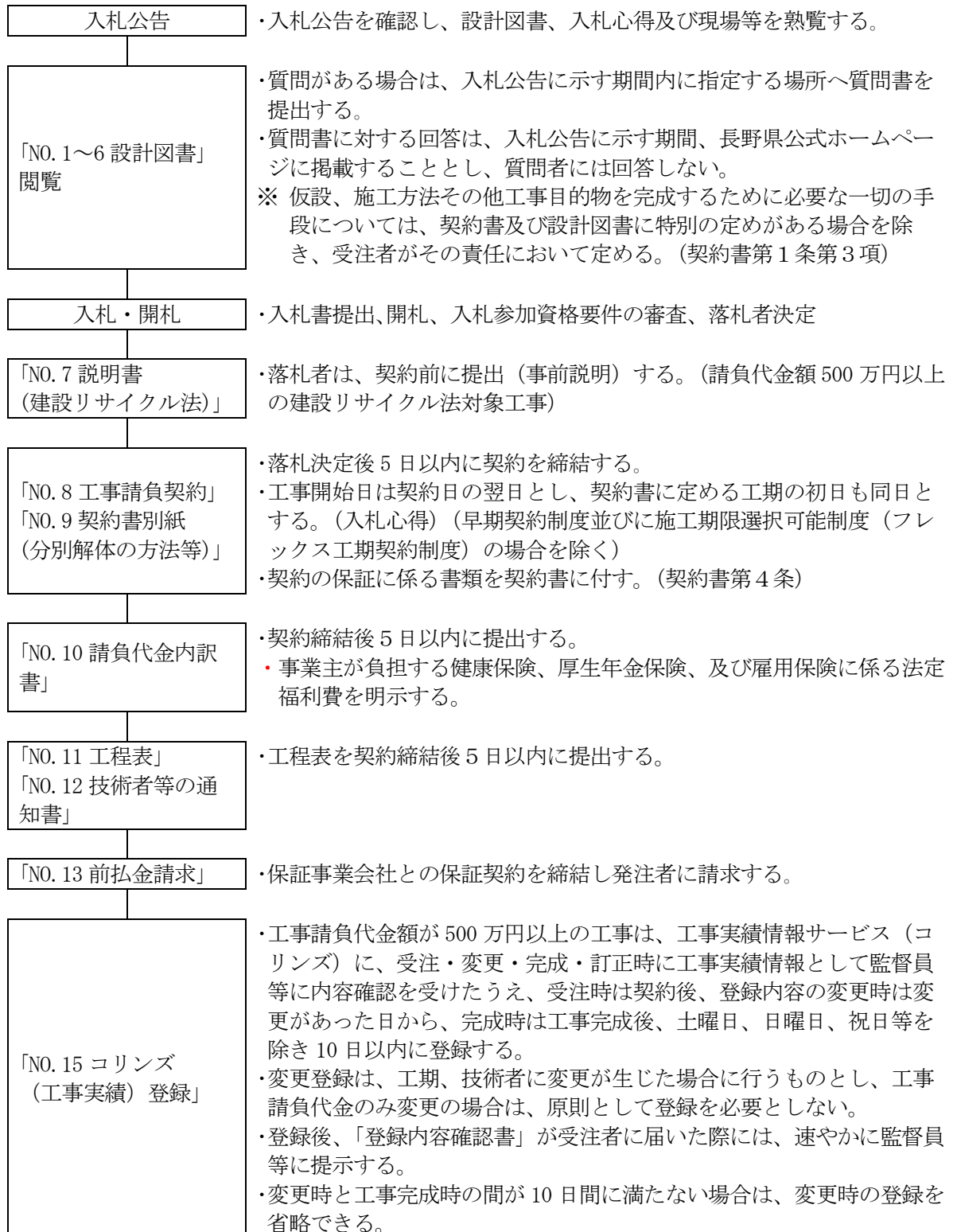
【受注者作成書類の位置付けの定義】 上表に記載されていない詳細な内容、区分等については、長野県土木工事共通仕様書の該当項目を合わせて参照すること。

- 「提出」 : 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等に対して工事に関する書面またはその他の資料を説明し、差し出すこと。
書面とは、手書き、印刷等工事打合せ簿等の工事帳票をい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
ただし、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われた工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。
- 「報告」 : 受注者が監督員等に対し、工事の状況または結果について書面により知らせることをいう。
- 「提示」 : 監督員等が受注者に対し、または受注者が監督員等または検査職員に対して工事に関する書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- 「連絡」 : 監督員等と受注者または現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどの署名または押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日、書面による伝達は不要とする。

2 事務手順フロー

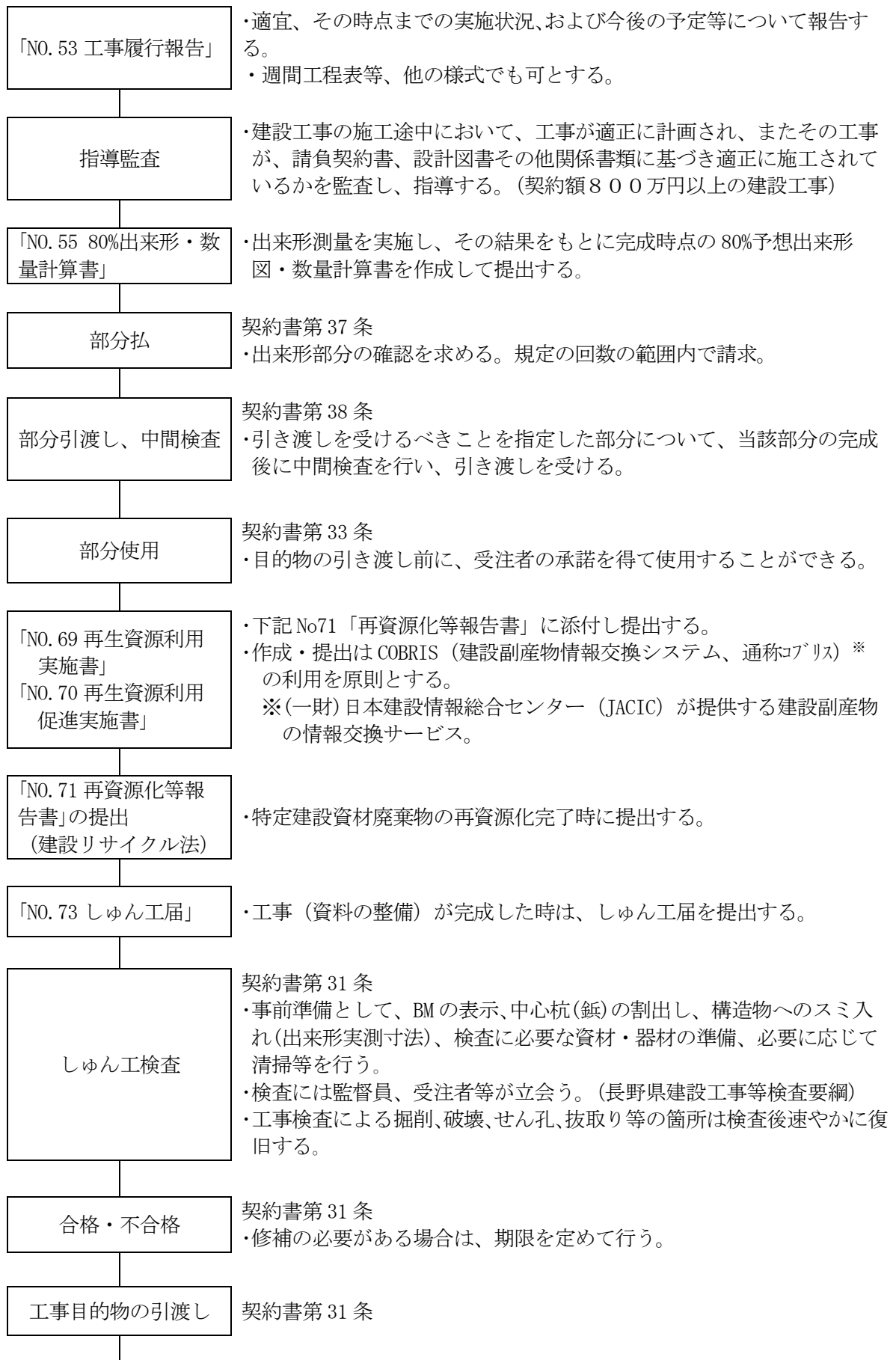
※標準的なフローを示す。建設工事の施工にあたっては、個々の現場の状況により、必ずしも記載の手順どおりになるとは限らない。

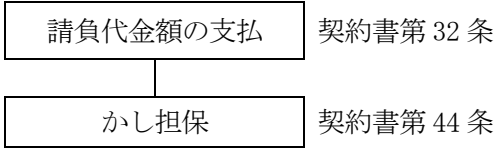
※「NO.」は工事関係書類一覧表（案）の番号と同一



「NO. 16 電子納品着手時協議チェックシート」	<ul style="list-style-type: none"> ・着手時に協議する。 ・「検査・納品前協議チェックシート」は、検査・納品前に提出する。
「NO. 18 通知書 (建設リサイクル法) (発注者)」	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者は、工事着手前に通知書を建設事務所建築課または整備・建築課（工事箇所が長野市、松本市、上田市の場合は市役所）に提出する。（請負代金額 500 万円以上の建設リサイクル法対象工事）
「NO. 19 下請負人通知書」	<ul style="list-style-type: none"> ・原則提出は不要とし、施工体制台帳提出時に「下請負人等一覧表」を提出する。 ・発注者が求めた場合、施工計画書及び施工体制台帳の作成前に提出する。
「NO. 20 施工計画書」 「NO. 39 変更施工計画書」	<ul style="list-style-type: none"> ・工事着手前に、工事目的物を完成させるために必要な一切の手段（手順や工法等）について記載し提出する。 ・施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を提出する。
「NO. 21 告知書 (建設リサイクル法)」	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業を営む下請業者に告知する。（請負代金額 500 万円以上の建設リサイクル法対象工事） ・施工計画書提出時に下請がある場合は、施工計画書に写しを添付する。
「NO. 22 再生資源利用計画書」 「NO. 23 再生資源利用促進計画書」	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書に含めて提出する。 ・作成・提出は COBRIS（建設副産物情報交換システム、通称コブリス）※の利用を原則とする。 ※（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）が提供する建設副産物の情報交換サービス。
「NO. 24 施工体制台帳」 「NO. 28 施工体系図」	<ul style="list-style-type: none"> ・下請負契約を締結したときは、「工事現場等における適正な施工体制の確保等に関する運用について」（平成 15 年 10 月 8 日付け 15 監技第 185 号）に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場に備え、かつ写しを監督員等に提出する。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに提出する。 ・下請負人等一覧表を合わせて提出する。
「NO. 29 建退協掛金収納書」	<ul style="list-style-type: none"> ・請負代金額 800 万円以上の工事は、契約締結後 1 ヶ月以内に提出する。 ・提出しない場合は、理由を書面で提出する。
工事の着手	<ul style="list-style-type: none"> ・工事開始日（工期の初日）から準備期間内に工事に着手する。準備期間は現場説明事項に定められた期間（定めがない場合は 30 日間）とする。 ※工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。（共通仕様書 1-1-1-2 44）

「NO. 40 関係機関協議」 「NO. 41 地域住民との 打合せ」	工事を完成させるうえで必要となる諸手続を行い、写しの提出等を行う。 ・官公庁への手続(交通規制、危険物、労働安全衛生関係、埋蔵文化財等) ・その他の手続(用水、地下埋設物、架空物、漁協、地域住民、関係地主等)
「NO. 32 設計図書照査」	・設計図書の照査を行い、契約書記載の事実がある場合は、資料を提出し確認を求める。該当しない場合はその旨、報告する。(契約書第18条)
「NO. 33 工事測量」 (起工測量)	・工事着手後直ちに工事測量を行い、測量結果を提出又は報告する。
「NO. 35 材料承認関係 資料」	・発注機関ごとの一括承認該当材料を除き提出する。
施工体制の把握 (発注者)	「工事現場における施工体制の把握要領」 ・主任技術者又は監理技術者(監理技術者等)の専任制等を把握する。 ・工事現場における施工体制等を把握する。 ・健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入状況を確認し、未加入等があった場合は、「社会保険未加入対策事務処理フロー※。」に基づき処理する ※平成30年8月22日付け30建政技133号
「NO. 49 工事事務速 報、報告書」	・工事事務、人身事故、第三者に与えた損害等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに監督員等に連絡及び関係機関に通報する。 ・工事事務報告書を提出する。
出来形管理 「NO. 54 出来形管理表 又は出来形管理図」 「NO. 62 出来形管理表 又は出来形管理図」	・「出来形管理表又は出来形管理図」 No54 測定結果をその都度逐次管理図表等に記録、保管する。 No62 上記により作成した記録を取りまとめ、しゅん工書類として提出する。
「NO. 45 立会依頼」 「NO. 46 段階確認」	・段階確認を行う工種、予定時期等を事前に監督員等に依頼する(依頼は週間工程表等他の様式でも可)。 ・各施工段階において、検査記録表等(施工管理記録)を用いて、監督員の段階確認を受ける。
品質管理 「NO. 56 品質管理表又 は品質管理図」 「NO. 64 品質管理表又 は品質管理図」	・「品質管理表又は品質管理図」 No56 測定結果をその都度逐次管理図表等に記録、保管する。 No64 上記により作成した記録を取りまとめ、しゅん工書類として提出する。
写真管理 「NO. 67 工事写真」	・各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所(箇所)の施工状況等を写真管理基準(案)により撮影、保管し、必要時に提示、検査時に提出する。





3 現場に掲示する標識・看板

種別	番号	名称	掲示の根拠	掲示の対象者		備考
				工事関係者	公衆	
法律規則等で掲示が定められている標識等	1	建設業の許可票	・建設業法第 40 条		○	
	2	労災保険関係成立票	・労働者災害補償保険法施行規則第 49 条	○		
	3	施工体系図	・建設業法第 24 条の 7 第 4 項 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項	○	○	
	4	作業主任者	・労働安全衛生規則第 18 条	○		
	5	施工体制台帳作成建設工事の通知の写し	・建設業法第 24 条の 7	○		
準じる標識等	6	建退共シール (設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識)	・建退共制度改善方策について(労働省、建設省、建退共本部 H11. 3. 18)	○		
	7	道路使用許可証	・許可条件書			携行
	8	道路占用許可証	・長野県道路占用工事共通仕様書第 1 4 条	○		占用工事
その他標識等	9	緊急時連絡系統図		○		
	10	工事工程表 (工事工程案内)			○	
	11	安全掲示板		○		
	12	週休 2 日を実施する工事である旨を明示する掲示板	週休 2 日工事実施要領板	○	○	実施工事のみ

6 建退共シール



8 道路占用許可証

道路占用使用許可証						
工事名						
占用場所						
申請者住所氏名						
工事責任者						
占用目的	許可年月日	許可番号	許可範囲	許可期間	許可権者	
板	平成 年 月 日 第 号	出巾	m	年 月 日 時	長	
	平成 年 月 日 第 号	延長	m	年 月 日 時	警察署長	
代	平成 年 月 日 第 号	出巾	m	年 月 日 時	長	
	平成 年 月 日 第 号	延長	m	年 月 日 時	警察署長	
こ道構台	平成 年 月 日 第 号	出巾	m	年 月 日 時	長	
	平成 年 月 日 第 号	延長	m	年 月 日 時	警察署長	
道路および 沿道掘さく	平成 年 月 日 第 号	出巾	m	年 月 日 時	知事	
	平成 年 月 日 第 号	延長	m	年 月 日 時		
	平成 年 月 日 第 号	出巾	m	年 月 日 時		
	平成 年 月 日 第 号	延長	m	年 月 日 時		

9 緊急時連絡系統図



10 工事工程表

ご近隣の皆様へ

今週の作業予定

月	火	水	木	金	土	日

お気付の点は下記迄ご連絡下さい。

TEL _____

11 安全掲示板

+ 安全掲示板

H 無災害記録表

目標時間 1000000 時間
 4月14日 現在 320714 時間
 工期予定 年 月 日～平成 年 月 日

C 建設用クレーンの標準合図法

M 玉掛ワイヤロープの点検
 今月の点検色は 赤 色です

E お知らせ

A 今月の安全目標

B 今週の安全目標

L 作業主任者

資格名	会社名	氏名

K 有資格者

資格名	会社名	氏名